

9. 住まい

(1) 公営住宅（重度身体障がい者世帯向け住宅等）

<市営住宅>

重度身体障がい者世帯向け住宅や障がい者等優先住宅（1階部分）が一部用意されています。また、一般世帯向け住宅へのお申し込みの際し、身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯は、公開抽選での優遇措置（抽選番号を一つ追加）を受けることができます。ただし、障がい者等優先住宅（1階部分）との併用申込の時は、一般世帯向け住宅での優遇措置はありません。

◆対象者

- (1) 重度身体障がい者世帯向け住宅への入居資格（常時車椅子を使用）
身体障害者手帳（1級又は2級）又は療育手帳（A1又はA2）の交付を受け得る程度の方がいる世帯
（原則として、手帳の交付を受けた方）
- (2) 一般世帯向け住宅公開抽選での優遇措置
障害者手帳交付を受け得る程度の障がいの方がいる世帯で、その障がいの程度が
 - ◎身体障害者手帳1級～4級の方
 - ◎療育手帳A1、A2、B1、B2の方
 - ◎精神障害者保健福祉手帳1級～3級の方（原則として、手帳の交付を受けた方）

<県営住宅>

階段昇降困難な方への低層階（1・2階）・エレベーター設置棟への入居希望制度や、重度身体障がい者世帯向け住宅が一部用意されています。

また、熊本県営住宅へのお申し込みの際し、身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯は、公開抽選での優遇措置（抽選番号を一つ追加）を受けることができます。

◆対象者

- (1) 重度身体障がい者世帯向け住宅への入居資格（常時車椅子を使用）
身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた方で、
常時車いすを使用する方がいる世帯
- (2) 熊本県営住宅公開抽選での優遇措置
障害者手帳交付を受け得る程度の障がいの方がいる世帯で、その障がいの程度が
 - ◎身体障害者手帳1級～4級の方
 - ◎療育手帳A1、A2、B1、B2の方
 - ◎精神障害者保健福祉手帳1級～3級の方（原則として、手帳の交付を受けた方）

【問い合わせ先】

◎市営住宅

熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センター 電話 096-327-5101

熊本市（東・南区）市営住宅管理センター 電話 096-311-7833

◎県営住宅

熊本県営住宅管理センター 電話 096-213-2711

(2) 住宅改造費の助成

在宅生活を送るうえで利便性の向上を図るため、お住まい（予定）の家屋を改造する場合に、工事費の一部を助成します。（新築・増改築・維持補修を除く。）また、それにあたって助言を行う住宅改造居宅介護支援員を派遣します。

※対象工事の具体例：手すり設置、段差解消、スロープ設置等

※着工前の申請が必要（工事後は、助成の対象になりません）

◆対象者

次のいずれにも該当すること

- (1) 65歳未満の方で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2をお持ちの在宅の方。
- (2) 改造しようとする家屋について、所有権を有する者又は所有権者の承諾を得ている方。
- (3) 世帯の生計中心者の前年分の市民税所得割額が、22万円以下の世帯に属する方。
- (4) 助成金の交付を受けたことがない方。
- (5) 熊本市に居住（居住予定）の方

◆相談窓口

熊本市障がい福祉課

◆申請窓口

熊本市障がい福祉課

【問い合わせ先】 熊本市障がい福祉課 電話 096-361-2519

(3) 救護施設

身体上または精神上何らかの障がいがあり、自立して日常の生活ができない人に利用していただく、日常生活全般にわたって援助を行うことを目的とした生活保護法に基づく施設です。

施設名	所在地	電話番号	定員
友愛会銀杏寮	熊本市西区春日 5-17-36	096-352-6602	60
菊池園	菊池市泗水町吉富 17-1	0968-38-2956	50
千草寮	八代市千丁町太牟田 2618	0965-46-0032	50
野坂の浦荘	芦北郡芦北町大字田浦町 358-2	0966-87-2277	50
しらがね寮	球磨郡あさぎり町上西 835-2	0966-45-6668	50
天草園	天草市河浦町宮野河内 3662-2	0969-78-0053	70
真和館	阿蘇郡西原村大字鳥子 3072	096-279-1121	50

【問い合わせ先】 各区役所保護課 電話 P108～109 参照